

## 第5回大阪府建設事業再評価委員会審議内容

### 槇尾川ダム

#### A委員

- ・技術的問題（計算根拠等）については、府民から様々な指摘があったが、事業を中止しなければならないほどの問題点ではないと考える。手続き論的にも全国的に確立された技術的基準に基づいて審査されている。
- ・府民の安全に対する最低限の保障として、時間雨量50ミリ対策は、行政の責務と考える。槇尾川の神田橋より上流部分については、時間雨量50ミリ対策もできていないため治水対策が必要である。その場合、将来必要となる100年に1度の降雨対策の観点からも、手法としてダムが最も効率的である。
- ・自然環境について、地域住民の安全性に対する最低限の権利を侵してまで守るのかということについては、現時点では、地域住民の権利を優先すべきと考えるが、将来的に議論していくことが必要である。
- ・槇尾川ダムは、新河川法施行前に事業採択を受けたものであるが、河川法の内容や考え方が大きく変わってきていることから、新河川法に基づき大津川水系における「河川整備基本方針」、「河川整備計画」を策定し、技術的問題や水系全体におけるダムの位置づけ等を改めて検討されたい。

#### B委員

- ・府民から様々な指摘があった技術的問題（計算根拠等）については、いろんな解釈があり得るが、府の計画に基本的に問題はないと考える。
- ・計画の決定過程における手続きについては、不適切であったとは言えない。
- ・ダムの計画において、技術的に安全側の設計となっているという指摘については、安全側に過ぎるという意見もあるが、地域住民の安全性の担保の観点から著しく不適切であるとは言えない。しかし、判断基準の透明性や費用・効率性とのかかわりで、今後の新たな事業評価に活かしていくべき課題である。
- ・新しい治水対策の考え方として、アメリカ等で行われている水害保険や洪水氾濫区域への居住制限といったソフト的手法があるが、直接被害を受ける地域住民の納得を得ることが必要であるなど、現段階では導入は困難と考える。しかしながら、治水対策のあり方として、今後、活かしていくべき課題と考える。

#### C委員

- ・技術的問題（計算根拠等）については、第三者の専門家の意見を聴くことも、今後の課題として考えるべきである。
- ・府民から、ダムの規模の縮小の可能性についての意見や自然環境への配慮を求める意見などがあったが、これら意見に対する行政としての対応をオープンにするというプロセスが望ましい。
- ・技術的問題や自然環境に関する問題については、様々な意見があるが、府民がどう納得するかがポイントである。

#### D 委員

- ・現地を見ても小さな溪流で、ダムが必要となるぐらいの水量が出るのかという点について疑問を感じる。
- ・また、財政問題や自然環境問題に関して社会情勢が変化したことより、このような委員会が設けられた。委員会の権限の問題はあるとしても、財政問題に踏み込まざるを得ないのではないか。財政危機の大阪府が、今、ダムをつくる必要があるのか疑問を感じる。
- ・全国的に関心が高まっているオオタカの生息について、槇尾川ダム周辺においても、しっかりと調査をすべきである。

#### E 委員

- ・大津川水系全体におけるダムの役割、効率性から考えてダムが適しているか、自然環境への影響評価の方法、の3点について、さらに検討すべきである。
- ・本委員会で財政問題を考慮できないとは考えないが、本委員会はそれを主たる理由として結論を出すことはできない。

## 檜尾川砂防ダム

### A 委員

- ・ 必要性は理解できるが、今すぐ必要と言えるかが論点である。
- ・ 府民から指摘のあった第2名神高速道路の工事による影響（土砂流出）の問題も含めて、総合的視点で対応するののも一つの考え方である。
- ・ 地域住民が必要性を感じているということが、委員会として明確な形で確認できればよい。その方法について検討する必要があるのではないか。

### B 委員

- ・ 昨年度、府民に対してより一層の説明が必要ということで「継続審議」としたが、委員会として、事業についての社会的合意がなされているという点について、説得力ある説明を受けることができなかつたと考える。
- ・ 府民の意見に対する府の見解に、必ずしも適切ではない説明があったように思われる。
- ・ 合意形成を確認するための時期と条件を具体的に明示した上で、「継続審議」としてもよいのではないか。
- ・ 第2名神高速道路には関連がないのだから独立して考えるべき。
- ・ 一番重要なのはそこに住んでいる住民の安全性であり、その意向を尊重すべきである。しかし、地域の合意形成が明確な住民の意思の形で示されることが必要である。

### C 委員

- ・ 昨年度、府民に対してより一層の説明が必要ということで「継続審議」としたが、昨年と今年で、どう状況が変わったのかが問題である。
- ・ 事業採択から9年経っているのに、工事が進んでいないのは、事業の緊急性が低いためであるという見方もできるのではないか。
- ・ その緊急性について、地域住民からの一定の反応はあるが、委員会として十分説明がなされたと判断するにはいたっていない。さらなる対応が必要と考える。

### D 委員

- ・ 最初の河川改修の要望がなぜ砂防ダムにつながったのかの説明が不十分であることや天井川対策は河川改修と浚渫で可能ではないかとの疑問を感じた。
- ・ 昨年「継続審議」としたのににもかかわらず住民への説明に積極性がみられず、住民の同意が十分に得られていないことなどの理由から「一時凍結」ということを考えてもよいのではないか。
- ・ 緊急性について、住民の合意を示すことが可能であれば、条件付の「継続審議」ということも考えられる。

### E 委員

- ・ 事業の緊急性について説明が不足している。